

大田市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 2 月 2 6 日

大田市長 **楯野弘和**

大田市規則第 5 0 号

大田市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

大田市職員の給与に関する規則（平成 1 7 年大田市規則第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を次のように改める。

第 6 条 新たに条例第 7 条第 1 項の職員たる要件を具備するに至った職員は、その旨を速やかに任命権者に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項による届出は、新たに扶養手当の支給を受けようとするときは、扶養親族認定申請書（様式第 1 号）により、扶養親族の異動を生じた場合は扶養親族等異動認定申請書（様式第 2 号）によるものとする。

第 7 条中「前条」の次に「第 2 項」を加え、同条に次の 3 項を加える。

2 任命権者は、次に掲げる者を扶養親族として認定することができない。

- (1) 民間その他から扶養手当に相当する手当の支給を受けている者
- (2) その者の勤労所得、資産所得、事業所所得等の合計額が年額 1

30万円以上である者

- 3 任命権者は、職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合に
は、その職員が主たる扶養者である場合に限り、その者を扶養親
族として認定することができる。
- 4 任命権者は、前各項の規定により認定を行うときその他必要と認
めるときは、扶養事実等を証明するに足る証拠書類の提出を求める
ことができる。

第8条を次のように改める。

第8条 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第7条第1項の職員た
る要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日
であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定
する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日である
ときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手
当の支給の開始については、第6条第1項の規定による届出が、こ
れに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、
その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日である
ときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じた
ときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日
であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。
- 3 第1項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場
合について準用する。

第9条の2第2号中「条例第8条第1項」を「第6条第1項」に改
める。

附 則

この規則は、令和 7 年 1 2 月 2 6 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。